

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	<p>○ 現行制度では、社会福祉法人が保育所を設置する際の登録免許税は非課税とされているが、学校法人等社会福祉法人以外の公益法人が保育所を設置する場合については非課税措置がない。</p> <p>○ 一方で、幼稚園については、公益法人（学校法人、社会福祉法人、宗教法人、公益社団・財団法人）のいずれが設置する場合でも、登録免許税は非課税となっている。</p> <p>○ 近年の深刻な待機児童問題がある中、保育所の増設は喫緊の課題である。幼稚園制度との均衡を図り、かつ待機児童解消に資するため、社会福祉法人と同等の非課税措置を他の公益法人にたいして設けることを要望する。</p> <p>※ 学校法人の設置する保育所数 平成 19 年 171 ケ所 → 平成 23 年 434 ケ所 宗教法人の設置する保育所数 平成 19 年 277 ケ所 → 平成 23 年 257 ケ所 公益社団・法人の設置する保育所数 平成 19 年 231 ケ所 → 平成 23 年 181 ケ所</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲219 百万円 （ 一百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 現行制度において、社会福祉法人のみに認められている、保育所の設置・運営に当たっての登録免許税の非課税措置を、公益法人に拡大することで、保育所の設置・運営への参入を促進し、保育の量的拡充を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 少子高齢化が進む中、子ども・子育て家庭への支援の充実が必要である。一方で、保育所待機児童数は平成23年4月1日現在25,556人と依然として深刻な状況である。</p> <p>この問題を解決するためには、保育所の整備が急務となる。学校である幼稚園の設置については、公益法人に対する登録免許税の非課税措置が設けられているが、保育所の設置に関しては登録免許税について非課税措置の対象となっていないことが、保育所への参入を阻害しているとの指摘を受けている。</p> <p>このため、保育所の設置・運営に当たっての登録免許税の非課税措置を、学校法人に拡大することが必要となる。</p>	
<p>今回の要望に関連する事</p>	<p>合理性</p>	<p>基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること</p> <p>施策中目標1 地域における子育て支援施策の推進を図ること</p> <hr/> <p>政策の達成目標 公益法人による保育所事業への参入を促進することで保育の量的拡充を図り、待機児童対策を推進する。</p> <hr/> <p>租税特別措置の適用又は延長期間 ー</p> <hr/> <p>同上の期間中の達成目標 ー</p> <hr/> <p>政策目標の達成状況 ー</p>

有効性	要望の措置の適用見込み	平成 22 年から平成 23 年の間に新設された、学校法人立の保育所は 113 ヶ所と大きく増加中。宗教法人及び公益社団・財団法人が設置する保育所数は減少しているが、新規参入の可能性はある。今後、多様な設置主体による保育所の整備を政府として推進していくことから、少なくとも年間 150 ヶ所程度の適用があると見込まれる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	今回の措置の中心となる学校法人は、幼児教育に関する知見を持つことから、保育所の運営主体としても適しており、学校法人立の保育所が増加することは、子育て支援の充実の観点からも有益である。その他の法人による参入もしやすくすることで、保育の量的拡充を促すことから、待機児童対策としても有効。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	今回の措置の中心となる学校法人は、幼児教育に関する知見を持つことから、保育所の運営主体としても適しており、学校法人立の保育所が増加することは、子育て支援の充実の観点からも有益である。その他の法人による参入もしやすくすることで、保育の量的拡充を促すことから、待機児童対策としても有効。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		新規